諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年１０月１４日（令和７年（行個）諮問第２７４号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行個）答申第２１４号）
事件名：本人が提起した訴訟事件に関する調査結果の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

特定年月日Ａ付け特定文書番号「争訟事件に関する調査について（回報）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年５月２日付け庶第８６号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね別紙のとおりである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　原処分について

（１）本件開示請求の内容について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者が、処分庁に対し、令和７年２月４日受付第１２号保有個人情報開示請求書をもって、特定事件番号の国家賠償法１条１項に基づく国家賠償請求等事件の被告準備書面及び事実関係調査報告書等について開示請求をしたものである。

（２）本件開示決定の経緯について

処分庁は、本件開示請求の対象保有個人情報を、特定事件番号の訴訟に係る事件記録のうち、被告準備書面及び特定年月日Ａ付け特定文書番号「争訟事件に関する調査について（回報）」（以下「調査回報書」という。）であると特定した上で、法８４条を適用し、令和７年３月３日付け庶第７７９号をもって、開示決定等の期限を令和７年５月７日まで延長するとともに、令和７年４月７日付け庶第１６号をもって、法８２条１項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報の相当部分の開示決定等として、特定事件番号の訴訟に係る事件記録のうち、被告準備書面について、当該文書の全部を開示する決定を行った。

次いで、処分庁は、令和７年５月２日付け庶第８６号をもって、法８２条１項の規定に基づき、上記決定により開示決定した以外の残りの部分についての開示決定等として、特定事件番号の訴訟に係る事件記録のうち、調査回報書について、当該文書の一部を不開示とする決定（原処分）を行ったところ、本件審査請求は原処分に対してされたものである。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、「「国家公務員は、服務の根本基準（国家公務員法９６条）に、「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、服務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。」、「「国の機関が行う争訟に関する事務に関する情報であって、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものである。」（中略）等の不開示の理由をあげています。」、「国（国家公務員）は（中略）「国民の当事者としての地位を不当に害する争訟の事務を行う。」ことなど出来ません。公共の利益のために勤務していれば、国の当事者としての地位を不当に害することなど有りえません。」、「法７８条１項２号ハ（公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）の規定により、全部開示を求めます。」などと主張して、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

３　原処分の妥当性について

（１）原処分の不開示部分

諮問庁において、原処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）について検討したところ、本件不開示部分には、国を当事者とする特定事件番号の訴訟について、特定法務局長から法務省訟務局長に対し回報された調査の結果等が記載されている。

（２）不開示情報該当性について

本件不開示部分に記載されている情報は、国の訴訟対応方針や応訴体制が明らかになるか、あるいは推認し得る情報であって、当該情報が開示されると、訴訟の一方当事者である国が訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかになり、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであるため、法７８条１項７号ニに該当する。

また、当該情報が開示されると、これらのことが明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、法務省の訟務部局と行政庁との間における検討・協議に支障を来すなどのおそれがあり、国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものでもあることから、法７８条１項６号にも該当する。

審査請求人は、これらの情報を開示することにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとの原処分における不開示の理由に関し、国家公務員法９６条１項に基づき、国家公務員は、公共の利益のために勤務しなければならないから、国の機関が行う争訟に係る事務に関する情報を公開しても、国の当事者としての地位を不当に害するおそれはない旨主張しているものと解される。しかし、国家公務員が公共の利益のために勤務しなければならないことは、上記おそれがあることを否定する理由にはならず、審査請求人の上記主張は、主張自体失当である。

また、審査請求人は、法７８条１項２号ただし書ハの規定により、本件不開示部分の開示を求める旨主張するが、原処分は、本件不開示部分が同項６号及び７号ニに該当することを理由として当該部分を不開示としたものであり、当該部分が、同項２号ただし書ハに該当する情報であることは、当該部分が同項６号及び７号ニに該当することを否定する理由にはならず、審査請求人の上記主張は、主張自体失当である。

（３）結論

以上のとおり、本件不開示部分は、法７８条１項６号及び７号ニに該当することから、本件不開示部分を不開示とした原処分は相当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１０月１４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１１月７日　　審議
④　令和８年９月１８日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤　同年１０月３０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法７８条１項６号及び７号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は相当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

（１）本件不開示部分には、特定事件番号の訴訟に係る調査回報書のうち、特定法務局が行った調査の結果等が具体的かつ詳細に記載されていると

認められる。

（２）当該不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　調査回報書は、国を当事者とする訴訟について、訴訟を追行する法務大臣や指定代理人が、行政庁に対し、当該紛争に係る事実関係や相手方主張の当否、訴訟追行に関する行政庁の意見等を照会し、その回報を求めるものであり、調査回報書を基に検討及び協議を行い、国側の主張立証の組立てなどをするものである。

イ　調査回報書によって、行政庁と訴訟を追行する法務大臣等の間で事実に関する正確な情報を共有し、率直な意見の交換を行うことは、訴訟の当事者である国が、事実関係を正しく把握した上、適切な対応を行うために必要不可欠なものであり、また、回報内容は、国の主張・立証を検討するための手の内情報である。

このような記載を含む回報を公にすると、一方当事者である国が具体的な訴訟に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかにされ、訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。

（３）これを検討するに、当該不開示部分は、国の訴訟対応方針や応訴体制が明らかになるか、あるいは、これを推認し得る情報であって、当該不開示部分を公にすると、訴訟の一方当事者である国が訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかになる旨の上記（２）及び上記第３の３（２）の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、当該不開示部分は法７８条１項７号ニに該当し、同項６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項６号及び７号ニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ニに該当すると認められるので、同項６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙（審査請求書）

「国の機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものである。」「国の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものである。」等の不開示の理由をあげています。

国家公務員は、服務の根本基準（国家公務員法９６条）に、「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、服務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

国（国家公務員）は、上記の規定により、「国民の当事者としての地位を不当に害する争訟の事務を行う。」ことなど出来ません。公共の利益のために勤務していれば、国の当事者としての地位を不当に害することなど有りません。

何故、国の機関が行う争訟に係る事務に関する情報を公開すると、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるのかが問題となる。

国（国家公務員）は、国民の当事者としての地位を不当に害する争訟の事務を行っていたからである。

国（被告指定代理人ら）は、特定事件番号の準備書面を作成するに当たり、当該争訟事件に関する調査を行い、聞き取り調査や書証により関係する法務局職員等の不正を把握して、「争訟事件に関する調査について（回報）」を法務省訟務局長に送付しています。

国家公務員（被告指定代理人）は、調査により、特定法務局職員の数々の不正を把握しながら、請求棄却を求めています。国家公務員としての職務を忠実にこなす職員（被告指定代理人）であれば、請求の認諾をすべきとの意見を述べるのは当然で有り、国家公務員の不正の隠蔽に加担する意見を述べる職員は、国家公務員としての資質に疑問を持たざるを得ません。

（略）

法７８条１項２号ハ（公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）の規定により、全部開示を求めます。開示をすることにより、今後、国の機関が、事務の適正な遂行を行い、公務員の不正（隠蔽等）を未然に防ぐことが出来ると思います。

国家公務員法９８条（服務）に、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されています。

特定法務大臣には、法務省の職員に対して、法令に従い、国民全体の奉仕者として、適正な職務を遂行するように、命令書を発出して頂きたくお願い申し上げます。併せて、再発防止と不正（隠蔽）を行った、又は、職員の不正を知

りながら、見過ごした職員の懲戒処分にご尽力をお願いします。

ア　部分開示の決定が成されていますが、実質は不開示決定です。開示された１ページからわかることは、法務省訟務局長（法務省）が特定法務局職員の不正を知りながら、隠蔽に加担していたことが推測できます。黒塗りの２００ページ余りの書類から事件の真相がわかります。審査請求人にとって、全部開示が目的ではありません。却下して当然の特定年月日Ｂ受付特定文書番号の土地分筆登記申請（自宅）が受理されており、隣家との境界が未だ不明です。（略）